

利用者用情報分譲（ストロング）に関するセキュリティ実施ポリシー

本文書は、東北メディカル・メガバンク機構（以下、当機構と呼ぶ）より分譲されたストロングに分類されるデータを利用する者（以下、利用者と呼ぶ）が遵守すべきポリシーを、情報セキュリティ実施ポリシーの下で定める。

1. 利用者は、情報管理責任者の監督の下で、セキュリティに関して十分な注意を払いデータを利用すること。
2. 利用者は、データを閲覧する端末とその設置環境に関して、別に定める「遠隔セキュリティエリア利用手順書」に従い、脆弱性対策を定期的実施すること。
3. 利用者は、分譲データを設置した計算機外に持ち出さないこと。
4. 利用者は、ゲノム倫理指針等の法令や指針を遵守し、分譲データの利用目的を十分理解した上で、目的外の利用を行わないこと。
5. 利用者は、情報管理責任者の指示に従い、別途定める利用者用情報分譲（ストロング）に関するセキュリティチェックリストを定期的実施すること。
6. 利用者は、分譲されたデータおよび分譲データを配置した計算機と閲覧端末の利用に関して、情報管理責任者の指示に従うこと。
7. 利用者は、分譲したデータが漏洩した可能性が発生した場合には、速やかに情報管理責任者に書面（電子メールへの添付ファイルを含む）による報告を行うこと。